

令和8年度 貸与奨学生募集要項

1 趣旨

郷土長崎県及びわが国の将来を創造する人材育成の一助として、向学心に燃えかつ優れた資質をもちながら、経済的な理由によって修学が困難な者に奨学生を貸与し、進学援助を行う。

2 対象者

学校教育法に則った学校に、令和8年4月在学中の者か、又は進学する者（職業訓練法人の学校は対象校としない）

（1）大学生（大学院） （2）短大生（高専） （3）専修生

ただし、奨学生としてふさわしい人物であるとともに、保護者が県内に住所を有する者を原則とする。また、貸与期間は2年以上とする。

なお、本財団奨学生で、貸与期間終了後、大学院へ進学する者は「**給付**」制度あり。（選考あり）

3 募集期間

令和8年2月20日（金）から4月20日（月）【必着】

4 奨学生の貸与金額

（1）大学生・短大生・専修生 月額 50,000円

（2）高専生 4年～5年 月額 50,000円、1年～3年 月額 30,000円

※毎年3か月分ずつを年4回（6月、9月、12月、3月）貸与する。

5 奨学生の返還

貸与を終了した月の半年後から、**10年以内**（貸与期間が2年以内の者は5年以内）に**返還**。

（**無利子**。ただし、返還は銀行振込のため振込手数料がかかります。）

返還免除制度（令和5年10月返還開始の者から適用）

大学等卒業後2年以内に、**長崎県内へ3年**（貸与期間が2年間の者は2年）**以上居住・就労し、その間返還の滞納がなく、その後においても引き続きその状態が見込まれる場合、その後の返還未済額が免除**される。最大70%免除。正規職員が対象（公務員は除く）。

6 応募・採否通知について

選考は応募書類に基づき本財団の選考委員会にて行う。

※ 採用に決定された者の中から、「**給付**」（返還不要）が適当とされた者は、**奨学生給付（一般）規則**により、「**給付**」の対象者とする。（収入状況・成績等総合的に勘案して決定）

いずれにしても、保護者宛に採否通知書等を郵送いたします。（例年5月中旬～下旬）

なお、応募書類等は返却いたしません。

7 その他

詳細については、財団が定める「奨学生貸与規則」等をご確認の上、お問い合わせください。

連絡先 〒857-0054 長崎県佐世保市栄町7番4号101

公益財団法人 岡田甲子男記念奨学財団 理事長 月足 太維助

TEL : (0956) 24-0011 FAX : 24-0071

Eメール: info@okadashogakuzaidan.or.jp

HP : <https://www.okadashogakuzaidan.or.jp> (関係書類等入手できます)

